

有価証券報告書の適正性に関する確認書

平成 30 年 2 月 1 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

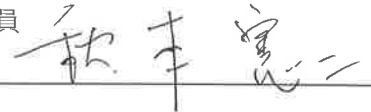
本 店 所 在 地 東京都中央区京橋三丁目 6 番 18 号

不動産投資信託証券発行者名 星野リゾート・リート投資法人

(コード：3287)

代表者の役職・氏名 執行役員

(署 名)



本投資法人の執行役員である秋本 憲二は、本投資法人の平成 29 年 5 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日までの第 9 期営業期間の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないものと認識するに至った理由は下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定により、その資産の運用に係る業務の全てと有価証券報告書の作成等、開示に係る業務について資産運用会社である株式会社星野リゾート・アセットマネジメント（以下「資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務を三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しています。

本投資法人の会計監査人は、太陽有限責任監査法人です。

2. 有価証券報告書の作成プロセス

有価証券報告書は、一般事務受託者から提出される会計帳簿をもとに、資産運用会社の関係各部署が把握している重要な情報等に基づき、資産運用会社が有価証券報告書の原案を作成しております。

作成された原案については、法律事務所による確認及び税理士法人による助言を受け、会計監査人による監査を受けた後、執行役員である私が内容を確認し、提出しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 有価証券報告書を適正に作成するための十分な体制及び作成プロセスが上記 1. 及び 2. のとおり構築されており、かつ実施されていること。
- (2) 一般事務受託者の業務処理状況及び資産運用に関する事項をはじめとした本投資法人に関わる重要な事項が、本投資法人役員会に適切に付議、若しくは報告されていること。
- (3) 本投資法人の会計監査人である太陽有限責任監査法人から、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に基づく監査証明を受け、同法同条に基づく監査報告書を受領していること。さらに、会計監査人から当該監査結果の説明を受け、重要な指摘事項がないことを確認していること。

以 上